

## 人事評価制度及び昇給制度の改正に関するQ & A

(抜粋)

高知県教育委員会事務局教職員・福利課

平成27年4月

### 評価基準と評価項目、ステージ、ウエイトについて

Q40 採用からの年次でステージを決めているが、講師、民間会社、他県教員の経験がある者も一律にS1から始めるのか。

A40 その職としてのキャリアで考えるべきものですので、前歴にかかわらず該当するステージの「求められる水準」に照らして評価してください。なお、前歴など被評価者のキャリアは、職務目標に反映されるべきものです。

ただし、他の任命権者の下での正教員経験がある者については、経験年数に応じた教員としてのキャリアを積んできているものと考えられ、当然その経験をステージにも反映させるべきであることから、前職の勤務年数も加えてステージを決定します。

### 対象職員について

Q47 期限付講師は、人事評価制度の対象となるか？

A47 人事評価制度は、この制度を通じて、ステージごとのキャリアを経ながら職員を育成していくことを目的としており、臨時的に任用された職員や非常勤職員などは対象外とされている。

しかしながら、正規教員に近い勤務を行っている期限付講師については、管理職が意思疎通を行いながら、業務の進捗管理を確認し、職務に取り組んでもらうことが適切であることから、各学校の状況に応じ、目標設定シートを作成させ、当初面談や最終面談を行うなど可能な範囲でこの制度を活用していただきたいと考えている。